

化学物質管理入門 ～化学物質規制の最新動向と対応策～

RoHS指令、REACH規制をはじめとする化学物質使用規制の高まりから、化学物質の情報を適切に管理することが不可欠となっています。海外化学物質法規制の企業としての対応、RoHS指令が求めるCEマーキング制度、法改正により義務化されることになった化学物質リスクアセスメントについてセミナーを開催しましたので、その概要を紹介します。



【講師】

松浦 徹也 氏

一般社団法人東京環境経営研究所 理事長
一般社団法人産業環境管理協会 技術参与



REACH規制 基本要素と動向

REACH規制はRegistration(登録)、Evaluation(評価)、Authorization(許可) and Restriction(制限) of Chemicalsの略で、人の健康や環境保護、EU域内での化学物質の自由な流通による産業の競争力及び技術革新の促進を目的としています。

登録:事業者は年間1トン以上製造・輸入する化学物質の「登録」が義務付けられます。

化学物質そのもの、混合物・成形品を構成する化学物質が登録対象となります。

評価:加盟国において書類評価と対象物質の「評価」を行います。

書類評価は動物テストの必要性、登録要件に合致しているかを確認します。

物質評価は人間の健康または環境にリスクを及ぼす可能性があるかと認識されれば実施されます。

許可:発がん性、変異原性、生殖毒性物質等の許可対象物質については使用を「許可制」としています。

制限:人の健康及び環境を保護するため、物質そのもの、混合物または成形品に含まれる物質の製造、上市または使用を「制限」しています。

REACH規制の特徴として、事業者には化学物質のリスク評価を義務化し、サプライチェーンでの化学物質情報の伝達を強化しています。

RoHS指令 基本要素と動向

RoHS指令は人の健康と環境に優しい回復と廃電気電子機器の処分を含む環境保護に貢献するという観点から、電気電子機器で使用する有害物質(鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリ臭化ジフェニル・ポリ臭化ジフェニルエーテル)の使用の制限に関する規則を定めるものです。直流1500V以下、交流1000V以下で稼働する電気電子機器を対象としています。ただし、現在の技術では除去、代替が不可能な使用用途について、有害物質の含有を認める「適用除外用途」が定められています。

禁止物質の追加について定期的に検討されており、前述の6物質に加え、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)が2019年7月22日から適用されます。

また、RoHS指令は生産者にEU適合宣言書を作成し、完成製品にCEマーキングの貼付を義務付けています。技術文書とEU適合宣言書は上市後10年間保管することが要求されています。



RoHS指令の概要

労働安全衛生法が求めるリスクアセスメント

労働安全衛生法は職場における労働者の安全と健康を確保するために、快適な職場環境の形成と促進を目的としています。近年では、特に危険・有害とされている特別規則の物質以外でも、使用量や使用方法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼす恐れがあり、対策の強化が求められています。

平成28年6月1日から一定の危険有害性が確認された物質(安全データシートの交付が義務付けられている640物質)についてリスクアセスメントを義務化されました。事業者にはリスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務があるほか、労働者の危険または健康被害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務になりました。

お問い合わせ先

京都府中小企業技術センター 基盤技術課 化学・環境担当 TEL:075-315-8633 FAX:075-315-9497 E-mail:kiban@mtc.pref.kyoto.lg.jp